

阪南市介護保険高額介護サービス受領委任払制度に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項に規定する高額介護サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）の受領委任払いによる支給（以下「受領委任払い」という。）について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 受領委任払いを利用することができる者は、法第48条第1項に規定する指定施設サービス等（以下「指定施設サービス等」という。）を利用し、高額介護サービス費の支給が見込まれる法第41条に規定する要介護被保険者（以下「要介護被保険者」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 保険料に滞納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 受領委任払いを利用することについて、指定施設サービス等を提供する介護保険施設（以下「介護保険施設」という。）の同意を得ていること。

(承認の申請)

第3条 受領委任払いの承認を受けようとする要介護被保険者は、あらかじめ受領委任払いを利用することについて介護保険施設の同意を得た上、阪南市介護保険条例施行規則（平成12年阪南市規則第13号）第16条第2項に規定する介護保険高額介護等サービス費受領委任払申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(承認の決定等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、承認又は不承認を決定する。

2 前項の承認の決定をしたときは、介護保険高額介護等サービス費受領委任払承認通知書（被保険者用）（被保険者用）（様式第1号）により要介護被保険者に通知するとともに、介護保険高額介護等サービス費受領委任払承認通知書（サービス事業者用）（様式第2号）により介護保険施設に通知する。

3 第1項の不承認の決定をしたときは、介護保険高額介護等サービス費受領委任払不承認通知書（様式第3号）により要介護被保険者及び介護保険施設に通知する。

（申請の変更）

第5条 要介護被保険者は、承認された受領委任払いの内容に変更が生じたときは、申請書を市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第6条 市長は、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払いの承認を取り消すことができる。

(1) 保険料を滞納したとき。

(2) 受領委任払いを利用することについて、介護保険施設に同意を取り消されたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により受領委任払いの承認を取り消したときは、介護保険高額介護等サービス費受領委任払取消通知書（様式第4号）により要介護被保険者及び介護保険施設に通知する。

（承認の期間）

第7条 受領委任払いを承認する期間は、介護保険施設へ入所した日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から介護保険施設を退所した日の属する月の前月（退所の日が月の末日のときは当該月）までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項の期間を変更することができる。

(支給額等)

第8条 受領委任払いによって支給する額は、要介護被保険者が受ける高額介護サービス費の支給額とする。

2 高額介護サービス費の支給は、申請書において介護保険施設が指定した金融機関の口座に振り込むことで行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。